

令和3年6月9日

保護者の皆様へ
(マイナンバー提出済)

沖縄県立陽明高等学校
校長 宮城 哲夫
(公印省略)

令和3年7月～令和4年6月までの 高等学校等就学支援金（授業料支援）の申請手続きについて

高等学校等就学支援金制度は、国による授業料の支援を行う制度です。

支援を受けるには、必ず申請を行う必要がありますので、下記のとおり書類を提出してください。なお、就学支援金は、学校設置者が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されるため、生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

記

1 申請方法 申請不要

今回はすでに提出いただいているマイナンバーにて審査を行いますので、書類提出はありませんが、マイナンバーで税額の確認ができなかった場合は、課税証明書の提出を求められることがあります。（税の申告がまだの方は早めにお済ませください）

※以前の申請時と保護者等に変更がある場合は6月18日（金）までに学校へご連絡ください。（収入状況届出書（様式1）の提出が必要です）

2 留意事項

下記の場合は、授業料を納めていただくことになります。

- (1) 正当な理由がなく提出期限までに書類の提出が無い（税額の確認ができない場合等）
- (2) 審査の結果、保護者（親権者）等の「令和3年度市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額」の合計が304,200円以上である

課税額の算定方法に変更があり、前回は対象だった世帯が、収入は変わらないが、課税超過により対象外となり、授業料徴収となる場合があります。審査結果で対象外となった場合は7月分から月額9,900円の授業料を納入していただく事になりますのでご了承ください。